

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 築地魚市場株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉田 猛  
(コード番号 8039 東証第二部)  
問合せ先 執行役員経理部長 大竹 利夫  
(TEL 03 - 3541 - 6312)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 67 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1、変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに対応するため、定款第 25 条第 2 項及び第 36 条第 2 項の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 25 条第 2 号の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2、変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3、日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日(金)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日(金)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>

以 上